

2026年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 早川 純午  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。

愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 1. 安心できる介護保障

##### ★(1) 介護保険料・利用料など

- ① 介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【回答】本市の保険料は13段階の多段階設定であり、中間層、低所得者層に対して負担軽減を図ったものとなっております。第9期計画では、保険料の増加を極力抑えられるよう、これまで計画的に積み立ててきた介護給付費準備基金の取り崩しを実施し、基準額は愛知県3位の低さとなっています。また、所得段階1～3の低所得者の負担が第8期計画よりもさらに減るよう配慮したものとなっています。

- ② 収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

【回答】国及び近隣市町の動向に注目しながら検討してまいります。

③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】介護保険料の減免制度はみよし市介護保険条例第10条及びみよし市介護保険条例施行規則第19条の規定に基づき実施しています。拡充については、国及び近隣市町の動向に応じて検討してまいります。

④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

【回答】介護保険施設への市単独の補助制度は検討しておりません。

## **(2)介護保険サービス**

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

【回答】総合事業に移行した場合、継続した利用が可能です。なお、報酬単価の引上げは考えておりません。

★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

【回答】本市では採用を考えておりません。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

【回答】貸与の対象品目については、厚生労働大臣告示で定められているものから縮小せずに全て対象としています。介護保険サービスは、利用者の状態の指標となる、要介護度に応じ、適切な給付を受けることが求められます。介護度関わらず全ての人を貸与対象とする考えはございません。ただし、対象の介護度を認定されていない人であっても、医師に意見を求め、必要性を認めた後に貸与ができる制度がありますので、必要な人は利用出来ています。

## **★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備**

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください

【回答】訪問介護事業所だけに対する財政支援は考えておりません。障害者施設を含む福祉サービス事業所全体に対しての支援金交付は実績がありますので、今後、県の動向を鑑みて必要に応じ検討いたします。

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

【回答】施設整備については、今後のサービス利用量を推計しながら介護保険事業計画で検討していきます。地域密着型サービスの特養、グループホームは令和3年に整備しているため、次の計画で整備することは考えておりません。

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

【回答】要介護1及び要介護2の入所希望者については、「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」に基づき、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合に限定しています。介護度の重い方が入所できるようにした制度の趣旨ですのでご理解ください。

#### ★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【回答】介護職員の処遇改善や職場環境改善等の補助は国が行っていますので、市独自の補助は考えておりません。介護職員の人材確保については、重要な課題として捉えており、良い方策について検討してまいります。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

【回答】介護職員の処遇改善や職場環境改善等の補助は国が行っていますので、市独自の補助は考えておりません。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】市が指定及び指導監督する地域密着型サービス事業所や介護予防・日常生活支援総合事業実施事業所に対して、実地指導を適切に実施しています。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

【回答】実態調査については予定しておりません。

#### ★(5)高齢者福祉施策の充実

①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

【回答】加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成を行っています。

加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業については、他市町の状況等を調査研究し検討してまいります。

②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

【回答】高齢者(65歳以上)は、市内を走る公共交通バスに無料で乗車できます。

また、バスの利用が困難で外出を控えている在宅の高齢者(65歳以上)を対象に、タクシー料金の助成を行っています。

#### (6)認知症高齢者の福祉施策の充実

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

【回答】

第9期高齢者福祉兼介護保険事業計画において作成済みです。なお、3か年ごとに見

直しを行います。

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

【回答】

実施済みです。

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

【回答】

検診という呼称は用いませんが、MCI 等早期に発見できる仕組みの早期導入に向けて準備を進めています。

## **(7)第10期介護保険事業計画の作成**

- ①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

【回答】介護保険事業計画は、介護保険運営審議会で審議しています。会議は公開で、資料、会議録はホームページで公開しています。策定前にパブリックコメントを行い市民の方のご意見をいただく機会を設けます。

- ②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

【回答】後期高齢者の人口動向を反映し、介護保険サービスについて必要な量を推計してまいります。

## **★(8)障害者控除の認定**

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【回答】本市においては、要支援2以上の人を障害者控除の対象としています。引き続き、現行の基準で実施してまいります。なお、申請手続きはなく、対象者には自動的に個別送付をしています。

## **2. 国保の改善**

### **★(1)保険料(税)の引き下げ**

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】国民健康保険税は現在、県が市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定し、その納付に必要な保険税率の目安として標準保険税率を示していますが、本市の現行税率はこの水準を下回っています。また、愛知県国民健康保険運営方針では、決算補填等を目的とする一般会計からの法定外繰入について、計画的な解消・削減が求められています。

こうしたことから、法定外繰入を増額して国民健康保険税を引き下げることは難しいと考えています。

- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

【回答】基金は、国民健康保険財政の不足や県に納付する事業費納付金の増加などに備え、安定的な事業運営を確保するための財源です。

基金等を保険税の引下げに充てた場合、一時的な負担軽減となる一方、継続的な財

源ではないため、基金の減少後に保険税を引き上げざるを得なくなるおそれがあります。

このため、基金残高や国保財政の見通しを踏まえると、基金や剰余金を財源として保険税を引き下げることが難しいと考えています。

## ★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 低所得世帯については、法令に基づき、所得に応じて国民健康保険税の均等割額及び平等割額を軽減する制度を実施しています。また、災害や失業、事業の廃止などの特別な事情により納付が困難となった場合には、申請に基づく減免制度を設けています。

一方、市独自に減免制度を拡充するためには新たな財源の確保が必要となりますが、一般会計からの法定外繰入の解消・削減を進める必要があることから、現時点で制度を拡充することは難しいと考えています。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】 国民健康保険税の均等割額は、加入者一人ひとりに対して賦課されるものであり子どもについても対象となります。ただし、子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児に係る均等割額については、法令に基づき2分の1に軽減しています。

18歳までを対象とする市独自の減免制度の実施・拡充には、継続的な財源の確保が必要です。本市では、国民健康保険財政の健全化及び一般会計からの法定外繰入の解消・削減を進める必要があることから、現時点で独自減免を拡充することは難しいと考えています。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

【回答】 収入の減少を理由とする国民健康保険税の減免要件及び減免割合は、納付が困難となった世帯を支援する一方、被保険者間の負担の公平性や国民健康保険財政への影響を考慮して定めています。

前年所得要件の引上げ、当年所得の減少割合に係る要件の緩和及び減免割合の拡大については、対象世帯の増加に伴う財源の確保などの課題があることから、現時点で基準を変更することは難しいと考えています。

## ★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

【回答】 本市では、国民健康保険税の滞納者に対して、医療機関の窓口で医療費をいったん全額負担していただく特別療養費の措置は行っておりません。納付が困難な方には、収入や生活状況、滞納に至った事情などを伺い、分割納付を含む納付相談に応じています。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【回答】 該当する方の納税については、市の窓口等で、個々に生活実態や就労状況などの聞き取りを行いながら、相談に応じています。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

【回答】 差押え禁止財産の差押えはおこなっていません。

## ★(4)保険料(税)の統一への対応

①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

【回答】 県単位の保険税水準の統一は、負担の公平化や国保財政の安定化に資するものであるため、市町村の実情や被保険者への影響を踏まえ、県等との協議に参加していくため、一律に反対する考えはありません。

②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

【回答】 保険税および減免制度については、県の方針や県内市町村との協議を踏まえつつ、本市の被保険者の負担や財政状況等を総合的に勘案し、適切に検討する考えです。

### **(5)傷病手当金・出産手当金**

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

【回答】 傷病手当金制度・出産手当金を創設することは、現在考えておりません。

### **(6)一部負担金の減免制度**

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【回答】 一部負担金の減免制度は、現行の基準から変更する考えはありません。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】 一部負担金の減免や徴収猶予については、対象となる事情や所得等の要件が定められており、個々の生活状況などを確認した上で適用の可否を判断する必要があります。

このため、一律にポスターやチラシを配置するのではなく、医療費の支払いが困難であるとの相談があった場合に、市の窓口で事情を丁寧に伺い、制度の対象となる可能性がある方へ個別に案内しています。

## **★(7)資格確認書の発行**

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

【回答】 資格確認書については、国の制度に基づき、マイナ保険証をお持ちでない方などに申請によらず交付し、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を交付しています。また、マイナ保険証をお持ちの方であっても、高齢や障がいなどによりマイナ保険証での受診が困難な場合には、申請により資格確認書を交付しています。

## **3. 生活保護・生活困窮者支援**

### **(1)生活保護制度**

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

【回答】 国の制度に基づき、対応させていただきます。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

【回答】 申請の相談があった際には、まずは相談内容を伺い、次に制度の説明と申請意思の確認を行った上で申請書をお渡ししています。生活保護が必要と判断された人に対しては、早急な支給を心掛けています。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広

報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

【回答】しおりやホームページ等で周知を行っています。

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【回答】まずは居宅支援を検討しますが、保護申請時点において住居のない人が、短期間で居宅を見つけ入居することは困難な場合が多くあります。そのため、一時的に施設に入らざるを得ないのが現状ですが、それはあくまでも一時的な話であり、入居可能な居宅が見つかり次第、そちらに転居できるよう支援を行っています。自力で居宅を探すが困難な人については、居宅探しの時点から支援しています。

なお、本市の生活保護受給者が入居している専用施設は、すべて個室となっています。

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

【回答】エアコンの購入費用について、国の通知に基づき生活保護新規申請者等に対して現物給付又は現金給付を行っています。

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【回答】国の通知に基づき、扶養が期待できる扶養義務者に実施することとしています。

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

【回答】車の使用について、障がいがある方や就労で必要な場合は事情を聞き取り、使用を認めることがあります。また自動車を保有していることを理由に、保護が受けられないことはありません。

- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

【回答】現在正規職員は、ケースワーカー2名、スーパーバイザー1名を配置しております。

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

【回答】市役所全体の人事配置を考慮しながら、努めていきます。

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【回答】毎年新任職員研修や、自立支援に関わる研修に参加する機会を設け、職員の知識向上、被保護者への支援の充実に努めています。ケースワーカーの外部委託は行っていません。

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

【回答】市役所全体の人事配置を考慮しながら、努めていきます。

⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

【回答】 国が示す取扱いに基づき、実施いたします。また、周知ポスターや市HP等により広く周知されるよう努めてまいります。

## (2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

【回答】 自立相談支援事業はみよし市社会福祉協議会に委託しています。担当職員は市役所と隣接する建物に常駐しており、関係機関との連携は速やかに行うことができます。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

【回答】 ホームページのほか、作成したリーフレット等を活用し、周知していきます。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

【回答】 国の制度に基づき、対応させていただきます。

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

【回答】 現在のところ、本市では実施しておりませんが、他市町の動向を注視し、今後、調査研究してまいります。

## 4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

【回答】 福祉医療制度については、現在の制度を継続していきます。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

【回答】 令和6年度から高校生世代の通院費(保険適用自己負担分)について支給を拡充し、18歳年度末までの医療費(通院費及び入院費)の窓口負担を無料にしています。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【回答】 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしています。また、精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者には、精神障がい者医療費を支給し、窓口負担を無料にしています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無

料としてください。

【回答】身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)対象者に加え、非課税世帯で3か月以上の寝たきり若しくは認知症の者又は一人暮らし非課税世帯者も対象としており、拡大の予定はありません。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【回答】妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援として、妊婦支援給付金や産前産後家事・育児支援事業、無痛分娩費用助成などを実施しておりますが、妊産婦医療助成制度については現在実施の予定はありません。

## 5. 子どもの権利保障

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】子ども食堂やこどもの居場所を提供する団体が、支援を必要とする対象者に食事を提供する場合に掛かる経費(ボランティア保険料及び検便検査費用)を補助金として交付しています。また、フードバンク事業についても団体と情報共有し、食品の受け取りや配布に関して相談に応じ、連携を図っています。その他には、子ども食堂の活動紹介や子ども食堂開催の案内チラシを市内公共施設に掲示して周知しています。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

【回答】令和6(2024)年度から「みよし市こども家庭センター」を設置し、必要な専門職を配置しています。

### (2)就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【回答】就学援助制度については、近隣市町との均衡を図りつつ、生活困窮者の支援として適切な運用を図るようにしています。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【回答】近隣市町との均衡を図りつつ、生活困窮者の支援として適切な運用を図るようにしていきます。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【回答】申請の受付は、令和8年1月からオンラインによる申請受付を開始し、市町村窓口にて受付できるようになりました。年度途中の申請については、今後制度の案内の際に年度途中でも申請できる旨の文言を明記し、周知を図っていきます。

### ★(3)義務教育無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

【回答】令和6年1月から、みよし市立小中学校への給食は無償としています。また、令和6年度から、みよし市立学校給食センターから提供される給食と同等額の支援金を、無償の対象となっていない児童生徒へ支給しています。

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

【回答】児童生徒個人が専用で使用する教材や制服代、利益が個人に直接還元される修学旅行費などは保護者負担としています。これらの負担が困難な生活困窮者に対しては就学援助制度により対応しており、市が独自に義務教育にかかる費用全体を無償化する考えはありません。

#### ★(4)就学前教育・保育施設等の給食について

①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【回答】令和6(2024)年4月から保育所の給食費を無償化するとともに、幼稚園・こども園に通う保護者には保育園給食費を限度として、支給しています。

②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

【回答】公立園については、構造改革特区により、給食センターで調理をしています。

#### ★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

【回答】国の改正基準については、全園で実現しています。1・2歳児については、市独自で5対1を実現しています。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

【回答】現在、民間移管の予定はありません。また、令和7(2025)年10月から育休退園を全年齢で撤廃しました。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

【回答】実地検査を原則とし、保育士資格を持った職員にて監査を実施しています。

④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

【回答】公立保育園でのみ実施。現在、民間保育所の実施予定はありません。

#### 6. 障害者・児施策

①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

【回答】自治体独自の障がい者への手当として、本市では「みよし市在宅心身障がい者扶助費」を支給しています。現在、増額する予定はありません。

★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

【回答】みよし市地域自立支援協議会において実態把握を行っています。

2) グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

【回答】令和6年3月に策定したみよし市障がい者福祉計画に沿って、グループホームの拡充が進むよう、障がい福祉サービス事業所整備費補助金を用意しています。

本市では、平成31年4月から市独自の家賃補助を行っています

3) 夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

【回答】夜間や医療的ケアの対応においては、重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金を用意しています。

★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

【回答】相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づき、適切な量の支給決定に努めています。

2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

【回答】令和6年3月に策定したみよし市障がい者福祉計画に沿って、適正な整備を行います。

3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

【回答】移動支援の人員確保に対しては、令和6年3月に策定したみよし市障がい者福祉計画に沿って、令和6年6月から移動支援の基本報酬に処遇改善加算を追加して、職員の賃金増加につなげています。

④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

【回答】現在みよし市は、こども相談課と連携を図り、情報共有する中で、「待機児童」となっている障害児の実態はありません。

また、発達支援が必要なお子さんが通える施設として、「児童発達支援事業所よつば」があります。

2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

【回答】本市では、児童発達支援センター（豊田市こども発達センター）及び児童発達支援事業所よつばの給食費を市が負担しており、すでに無償となっています。

3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

【回答】相談支援事業の委託を行うとともに、計画相談の件数に応じて計画相談支援等事業運営費補助金を交付し、相談支援事業の整備や増員につながるようにしています。なお、すべての福祉サービス利用者に対して、相談支援専門員が配置されるようにしています。

⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起これない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起これないような支援策を講じてください。

【回答】ホームページのほか、本市が作成した地域支援マップや心のサポートガイド等を活用し、社会的支援の利用をすすめています。対象者の自宅は相談支援専門員が訪問しており、必要に応じて市職員も同行する等、社会的孤立が起これない支援体制を整備しています。障がい者福祉施設等での虐待通報や届け出があった場合は、事業所を訪問して事実確認を行うとともに、支援内容を検証し、虐待が起これない対応に努めています。

⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】障がい福祉サービス利用者が介護保険サービス対象者になった場合、福祉課職員、障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター等で話し合ったうえで、本人の意向に沿った生活をできる限り送れるよう、障がい福祉サービスの支給決定をしています。

## 7. 予防接種

★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

【回答】定期の高齢者用肺炎球菌及び带状疱疹ワクチンは予防接種法の B 類疾病に位置づけられており、個人の選択に基づいて実施されるものです。そのため、接種費用の一部を被接種者にご負担いただくことが認められています。

また、同じく B 類疾病に位置づけられている高齢者のインフルエンザや新型コロナウイルス感染症の予防接種につきましても、受益者負担の観点から、一定の自己負担金を設定させていただいております。これらのことから、現時点において自己負担を無料にすることは困難であると判断しております。

★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

【回答】流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンは、1回あたり2,000円の助成を上限2回まで費用助成しています。子どものインフルエンザワクチンは中学3年生、高校3年生相当を対象に上限5,000円の助成を行っています。带状疱疹ワクチンも50歳以上を対象として、生ワクチン4,000円、不活化ワクチン10,000円(上限2回)の費用助成をしています。男性を対象としたHPVワクチンについても4価ワクチンは16,841円、9価ワクチンは26,863円の費用助成をしており、少ない自己負担で接種していただくことができます。

障がい者を対象としたインフルエンザワクチンや高齢者を対象としたRSウイルスワクチンの助成は、今のところ実施の予定はありません。

また、現在費用助成を行っているものについて、自己負担を無料にする予定はありません。

## 8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【回答】産婦健診については、令和2(2020)年度から2回助成を実施しています。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

【回答】令和9(2027)年1月から実施予定です。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】妊婦・産婦ともに、それぞれ1回ずつ無料健診を実施しています。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】歯科衛生士を常勤で配置しています。配置に関しては、計画的な配置について人事担当課と協議しながら検討していきます。

## 9. 地域の保健・医療

①公立病院の経営形態を維持してください。

【回答】みよし市における地域医療の中核病院としての役割を果たすべく、医療品質の向上と安定した経営基盤の確立に努め、市民の皆様に安心して安全な医療を提供していくためにも現在の病院事業を維持して参ります。

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

【回答】医療従事者を目指す学生の実習受け入れのほか、市民病院へ各種負担金を繰り出し、医療従事者が安心して働ける環境整備に努めています。今後も関係機関と連携し医師、看護師等医療従事者の確保対策の支援に努めて参ります。  
奨学金制度としては、みよし市民病院にて、看護師就学資金制度があります。

## 【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。
- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。
- ④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。
- ⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。
- ⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。
- ⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑧中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

### 2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。
- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
- ⑤地域に必要な病床を確保してください。
- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

以上

【回答】 国または愛知県に対して市町村独自に意見書・要望書を提出する予定はありません。